

平成二十一年五月二十八日提出  
質問第四六五号

## 外務省の専門調査員制度に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

## 外務省の専門調査員制度に関する質問主意書

一 外務省において、専門調査員を採用し、同省からの委嘱により我が国の在外公館に通常二年の任期で派遣する制度があると承知するが、専門調査員は現地の在外公館で具体的にどのような業務を行っているのか説明されたい。

二 外務省HPによると、本年四月一日時点で、百六十六の在外公館に二百三十九名の専門調査員が派遣されているとのことであるが、専門調査員の本給はいくらか説明されたい。

三 専門調査員に対して外交旅券は発給されるか。

四 専門調査員に対し、二の本給以外に、外務省職員に対して支給されている在勤基本手当や住居手当、配偶者手当、子女教育手当等の在勤手当と同趣旨の各種手当は支給されているか。されているのなら、どのような手当が支給されているのか明らかにされたい。

五 四の専門調査員に対する手当の額はどの様にして決められているか、その積算根拠を示されたい。

六 二の本給並びに四の手当に係る予算額は年間いくらか。

七 専門調査員が一の業務を行うことにより、我が国の外交にどのような効果をもたらし、また我が国の国益

増進にどのような寄与をしていると外務省は認識しているか。

八 一の業務を、専門調査員ではない、正規の外務省職員である現地の大使館員（以下、「正規の大使館員」という。）は行っているか。

九 一の業務を、専門調査員を採用することなく、「正規の大使館員」のみで行うことはできないのか。

十 九で、一の業務を、「正規の大使館員」のみで行うことはできず、六の予算を用いてまで専門調査員を採用し、その業務に当たらせる必要があるというのなら、その理由を示されたい。

右質問する。